

下関市告示第 880 号

平成 22 年 8 月 6 日

景観法（平成 16 年法律第 110 号）第 8 条第 1 項の規定により景観計画を定めたので、同法第 9 条第 6 項の規定により告示し、当該景観計画の図書を公衆の縦覧に供する。

下関市長 中尾 友昭

記

- 1 策定した景観計画の名称
下関市景観計画
- 2 景観計画を定める土地の区域
下関市全域
- 3 効力の発生する日
平成 23 年 4 月 1 日
- 4 縦覧場所
下関市南部町 1 番 1 号
下関市都市整備部都市計画課